鳥労発基0609第2号
令和8年6月9日

関係団体の長　殿

鳥取労働局長

令和7年　職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

日頃から労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和8年4月6日付け鳥労発基0406第3号「令和8年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」によりキャンペーンの展開への御協力をお願いさせていただいていたところです。

今般、別添のとおり「令和7年　職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましても、各業種における熱中症の発生状況等もご参考としていただきながら、令和7年に施行された改正労働安全衛生規則に加え、令和8年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」について、引き続き会員事業場等に対し周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防のための取組が的確に行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

参考

○厚生労働省HP

「令和7年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します」

URL（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html）

※熱中症防止のためのガイドラインの資料も掲載してあります。

○鳥取労働局HP

熱中症予防対策症（クールワークキャンペーン、改正労働安全衛生規則等）

URL（https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01285.html）

(公)鳥取県労働基準協会 受 令和 8.6.11 第 号